

那覇市低所得世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請

既存家屋（持家）のくみ取り便所・浄化槽を改造して、公共下水道に接続しようとする低所得世帯に対して、予算の範囲内において工事費用の補助をします。

補助金の額

- ・ 年間所得が 50 万円未満の世帯員のみ場合は、上限 30 万円まで。
- ・ 年間所得が 50 万円以上 100 万円未満の世帯員がいる場合は、工事費用の 3 分の 1。ただし、上限 15 万円まで。

※排水設備係で見積書を精査し、補助額を決定します。

該当する世帯

下記の①～⑤の要件を全て満たしている世帯。

- ☐ ①家屋（賃貸住宅を除く。）の所有者で居住していること。
- ☐ ②低所得世帯（年間所得 100 万円未満の世帯員のみ世帯）であること。
- ☐ ③世帯全員が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ☐ ④水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ☐ ⑤世帯全員が他の同様な制度の申請及び補助の交付決定を受けていないこと。
- ☐ ※家屋が共有名義となっている場合は、書面により共有者の同意を得ること。
- ☐ ※借地の場合は、書面により地主の同意を得ること。
- ☐ ※同一家屋に同居世帯がある場合は、同居世帯も②～⑤の要件を備えていること。

申請書及び添付書類

☐ ①下水道排水設備計画確認申請書：1 通

【添付書類】 ☐ ・工事の見積書（「契約金額」の横に申請者が署名・押印したもの）

☐ ・工事の着手前の写真

☐ ・借地の場合は、地主の承諾書

指定工事店

☐ ②低所得世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請書：1 通

☐ ③住民票謄本（特別一本籍及び続柄の記載があるもの）：1 通（那覇市役所 1F ハイツ市民課）（各支所）

☐ ④所得証明書（住民票に記載のある方全員分）：それぞれ 1 通

☐ ※収入と所得は違います。所得とは収入金額から、その収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を差し引いた後の金額です。

所得証明書の「合計所得」欄の金額を確認してください。

☐ ⑤市税完納証明書（住民票に記載のある方全員分）：それぞれ 1 通

☐ ⑥固定資産評価証明書（土地・家屋）：1 通

※固定資産証明書の「所有者」欄の氏名が申請者と同一か確認してください。

（那覇市役所 3F 市民税課）
（各支所）

☐ ⑦国民健康保険税の完納証明書：1 世帯 1 通

☐ (75 歳以上の方) 後期高齢者医療保険料の完納証明書：それぞれ 1 通

☐ 社会保険及びその扶養者は、社会保険カードの写し：それぞれ 1 通

（那覇市役所 1F
国民健康保険課）

☐ ※住民票謄本及び証明書等は提出日より 3 か月以内のものを提出してください。

☐ ※同居世帯がある場合には、同居世帯も③④⑤⑦書類を提出すること。

注意

☐ ※上記の申請書等については、全て同じ印鑑を使用してください。

☐ ※申請書は「下水道排水設備計画確認申請書」と同時に提出してください。

☐ ※低所得世帯に対する水洗便所設置費等補助金交付決定通知書の交付を受けた後に工事に着工し、着工後 2 月以内に工事を完了しなければなりません。

☐ ※工事完了後に、低所得世帯に対する水洗便所設置費等補助金実績報告書及び請求書兼委任状を提出しなければなりません。（補助金は、工事の施工業者の口座へ振込みます。）

補助金申請等についてわからない事がありましたら、申請前に料金サービス課までご連絡ください。

那覇市上下水道局 料金サービス課（上下水道局庁舎 2 階）排水設備係 TEL：941-7810

第 1 号様式(第 6 条関係)

低所得世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者	住 所
	氏 名 印
	生年月日 年 月 日
	電話番号

低所得世帯に対する水洗便所設置費等補助金の交付を受けたいので、
那覇市低所得世帯に対する水洗便所設置費等補助金交付要綱第 6 条の
規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請額	円
設 置 場 所	那覇市
工 事 の 種 類	☐ くみ取便所改造 ☐ 浄化槽改造

- 添付書類
- (1) 工事の見積書（申請者が署名及び押印したもの）
 - (2) 工事の着手前の写真
 - (3) 住民票謄本(特別)
 - (4) 世帯全員の所得証明書
 - (5) 世帯全員の市税及び国民健康保険税の完納証明書
 - (6) 固定資産証明書(家屋)
 - (7) その他管理者が必要と認める書類